

有価物（鉄くず）売却仕様書

1. 目的

徳山東部浄化センター及び野村開作排水ポンプ場の改築工事において発生した有価物を売却し、適正に再資源化することを目的とする。

2. 件名

有価物（鉄くず）売却

3. 場所

徳山東部浄化センター及び新南陽浄化センター

4. 契約種別

単価契約（種類別 1 k g あたりの単価）

5. 売却有価物の種類及び予定数量

鉄くず： 約 45,914kg

※上記重量はあくまで見込み重量であり、重量の増減が発生する。

増減が発生した場合であっても、各単価を変更することなく契約単価による支払となるので注意のこと。

6. 売却期限

令和 8 年 3 月 2 4 日

7. 搬出日時

搬出日時は原則として下記のとおりとする。

・搬出日 : 土曜・日曜・祝日を除く

・搬出時間帯 : 午前 9 時から午後 4 時

8. 積込及び搬出における注意事項

- (1) 搬出の際には施設における日常業務の妨げにならないように協力するものとする。また場内の通行については十分に注意すること。
- (2) 積載物の飛散・落下には十分に注意し、適切な対策を行うこと。
- (3) 積込作業の際に散乱した有価物は落札業者（買受者）の責任において清掃・撤去を行うこと。
- (4) 運搬費及び積込作業費等は全て落札業者（買受者）の負担とする。

9. 法の遵守

- (1) 落札業者（買受者）は業務の遂行にあたって道路運送法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他の関係法令を遵守し、必要な届出手続き等を行うこと。
- (2) 運搬後の再資源化処理過程で生じた廃棄物についても関係法令を遵守し、落札業者（買受者）の責任において適正に処理すること。

10. 報告書及び状況写真の提出

- (1) 有価物の搬出重量については発注担当者に報告書を提出し、その確認を得ること。また計量伝票についても写しを提出のこと。
- (2) 積込・重量確認について写真を撮影・整理し提出すること。

11. 売却代金の支払い

有価物の売却代金については上記報告書(搬出重量等)を確認したのち、市の発行する納付書により支払うこと。また納付期限について厳守すること。

12. その他の注意事項

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて市と協議の上で定めるものとする。